

京都市生活支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修を受講される方へ

(受講者オリエンテーション用リーフレット)

令和8年4月

京都市保健福祉局

健康長寿のまち・京都推進室

介護ケア推進課

京都市では、「京都市介護予防・日常生活支援総合事業」において、研修により一定の技術や知識を得た方が、高齢者の御家庭を訪問して掃除や買い物代行等の生活援助（家事）を行う「生活支え合い型ヘルプサービス」を実施しています。

この「生活支え合い型ヘルプサービス」に従事される方を養成する「京都市生活支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修」については、以下のとおり実施します。

御自身の力を「助け合い」に活かしたい方やこれから介護の仕事に携わりたい方など、担い手として御活躍いただける方の受講をお待ちしています。

(1) 対象者

おおむね16歳以上で、京都市で実施する介護予防・日常生活支援総合事業のうち、「生活支え合い型ヘルプサービス」での従事を希望される方

※ 訪問介護員と同等の資格を有する方、訪問介護員3級課程修了者及び平成27年度京都市高齢者支え合い活動創出モデル事業における高齢者支え合い担い手養成講座を修了された方は、「生活支え合い型ヘルプサービス」に従事するために本研修を受講する必要はありません。

(2) 実施方法

本市が委託により実施するもの（以下、「委託研修」といいます。）と、本市があらかじめ指定する研修実施機関において実施するもの（以下、「指定研修」といいます。）があります。

指定研修は、研修実施機関の指定を平成28年11月から行っており、指定研修実施機関は本市ホームページに掲載しています。

(実施日程等の詳細や申込みは、委託研修及び指定研修の研修実施機関にお尋ねください。)

(3) 内容

本市が定める標準カリキュラム（別添）による講義及び演習

※ ただし、研修実施機関により、一部内容が追加されている場合があります。

(4) 費用

無料です。

※ ただし、指定研修は、研修実施機関の判断により、受講者に説明のうえで、テキスト代の実費徴収を行う場合があります。

※ また、オンラインによる講義及び演習に要する通信機器は受講者側で用意いただき、通信費用は受講者負担となります。

(5) 修了者の取扱い

ア 京都市生活支え合い型ヘルプサービス従事者の資格登録

- 委託研修及び指定研修の研修実施機関から京都市に対して提出される研修実施報告に基づき、修了者は京都市に、生活支え合い型ヘルプサービス従事者資格がある者として、次の6

項目が登録されます。

①氏名（及びふりがな）、②生年月日、③住所、④研修実施機関名、⑤研修修了年月日

- ・ 京都市は、研修実施機関から提出された研修実施報告を審査し、修了が認められる者に対して、京都市生活支え合い型ヘルプサービス従事者資格を有することを証明する「京都市生活支え合い型ヘルプサービス従事者資格登録証」（以下、「登録証」といいます。）を発行します。
- ・ 登録証がないと生活支え合い型ヘルプサービス従事者として業務につくことはできません。また、業務につくことが可能となるのは、登録証発行日以降となることにご留意ください。
- ・ 登録証の発行には、研修実施機関が京都市に報告を届け出してから2週間程度かかります。
- ・ 登録証は、研修実施機関を通じて交付します。
- ・ なお、登録証をもって、生活支え合い型ヘルプサービス以外の総合事業で実施するサービスや介護保険サービスに従事することはできません。

イ 京都市生活支え合い型ヘルプサービスを実施する事業所について

実際に生活支え合い型ヘルプサービスの従事者として業務を行うには、登録証の交付のほか、京都市が「生活支え合い型ヘルプサービス事業所」として指定する事業所に所属することが必要となります。

生活支え合い型ヘルプサービス等の指定を受けた事業所の一覧については、京都市ホームページにおいて公表しています。

★ 介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業所一覧 掲載ページ

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000200845.html>

修了者におかれましては、上記の情報等を参考に、就業を希望する事業所を検討し、事業所に直接お問い合わせください。

なお、京都市では、修了者に対する就業のあっせんは行えませんのでご了承ください。

（6）その他詳細

実施日程・内容等の詳細や申込みは、委託研修及び指定研修の研修実施機関にお尋ねください。

【事業に関するお問い合わせ先】

京都市保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課

〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65 京都朝日ビルディング2階

電話075-708-8087 FAX075-708-8835

京都市の「介護予防・日常生活支援総合事業」に関する情報は、本市ホームページにも掲載しています。

★ ホームページ <http://www.city.kyoto.lg.jp/menu3/category/42-12-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

別添 京都市生活支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修 標準カリキュラム

	科目名	内 容	時間
I	高齢者を取り巻く環境と介護・福祉サービスの理解	1 介護保険制度のしくみ (1) 介護保険制度の成立の背景 (2) 介護保険制度のしくみ (3) サービス利用の流れ (4) 利用できる保険給付サービス 2 介護予防・日常生活支援総合事業 (1) 介護予防・日常生活支援総合事業のしくみ (2) サービス利用の流れ (サービス事業) (3) 利用できる総合事業サービス (サービス事業の類型) 3 介護・福祉にかかわる職種の理解と連携 (1) 資格職 (2) 事業所・関係機関に配置される職種	1.5 時間
II	高齢者と健康	1 老化の理解 (1) 老化に伴うところとからだの変化 (2) 高齢者の特性に応じた対応 (3) 高齢者に多い病気 2 認知症の理解 (1) 認知症高齢者の状況 (2) 認知症の原因と症状 (3) 認知症の人への対応	1.5 時間
III	生活支え合い型ヘルプサービス従事者の心得	1 生活支え合い型ヘルプサービスについて (1) 生活支え合い型ヘルプサービスの概要と従事者 (2) 生活支え合い型ヘルプサービスの目的 (3) 生活支え合い型ヘルプサービス従事者の役割 (4) 生活支え合い型ヘルプサービスの業務特性 (5) 生活支え合い型ヘルプサービスの業務内容 (6) 生活支え合い型ヘルプサービスの業務の進め方 2 共感的理解とコミュニケーション (1) 受容と傾聴 (2) コミュニケーションの方法 (3) チームコミュニケーション 3 生活支え合い型ヘルプサービス従事者としての接遇の基本 (1) あいさつ (2) 言葉づかい (3) 身だしなみ 4 リスク管理と緊急対応 (1) 生活支え合い型ヘルプサービスにおける事故と予防 (2) 事故予防の実践 (3) 事故発生時の対応 (4) その他、判断に迷う場合の対応 (5) 生活支え合い型ヘルプサービス従事者の健康管理 5 生活支え合い型ヘルプサービス従事者の職業倫理 (1) 人権の尊重 (2) 高齢者の自立支援と介護予防 (3) プライバシーの保護 (4) 不適切な事例	3 時間
IV	生活援助について	1 生活援助の意義 (1) 生活援助 (家事援助) の必要性和目的 (2) 生活援助の基本原則 2 主な生活援助の実践 (1) 掃除 (2) 買物 (3) 調理 (4) 洗濯	2 時間